

令和7年5月

遊佐町沖洋上風力調査等特別委員会

報告書

はじめに

本特別委員会は令和3年12月定例会で設置され、令和5年9月定例会で引き続き設置されることになったものです。引き続き設置されてこれまでの間、電気のしくみについての勉強会を開催するなど、特別委員会を6回開催してきました。

今回は令和7年1月23日に開催された特別委員会について報告いたします。

講師に山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課長の榎裕一氏を招き、「遊佐町沖洋上風力発電事業の今後について」というテーマで説明して頂きました。この内容は、報告書のP1～5にまとめております。次に町の産業課エネルギー政策推進室次長の佐藤修氏より「地域共生策に係る基金の造成について」の説明を受けました。最後に以上の説明に対して委員からの質問、要望が出されました。

～榎裕一氏の説明内容(抜粋)～

1. なぜ国が洋上風力発電に取り組むのか

《カーボンニュートラル実現のため、風力発電に求められている役割》

カーボンニュートラルの実現のためには、温室効果ガス(GHG)排出量の85%を占めているエネルギー起源CO₂(エネルギーに関連して排出されているCO₂)の排出削減の取り組みが重要です。

CO₂を排出しない再エネの導入拡大はその取り組みのひとつです。まずは、「2030年度エネルギーミックス」で示された、電源構成に占める再エネ比率36～38%に向けて全力をつくします。また、その先の「2040年度エネルギーミックス」における電源構成に占める再エネ比率4割～5割に向けて取り組みを進めていきます。このうち風力発電については、4～8%程度とされています。

2020年12月に取りまとめられた「洋上風力産業ビジョン」では、政府目標として、2030年までに10ギガワット、2040年までに30～45ギガワットの洋上風力プロジェクト(案件)の形成が目標として設定されました。2024年時点では、5.1ギガワット分の案件形成が進んでいます。(資源エネルギー庁HPより)

○「ゼロカーボンやまがた2050」と「脱炭素社会づくり条例」

- ・令和2年8月「ゼロカーボンやまがた2050」宣言

⇒ 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す

- ・令和5年3月「山形県脱炭素社会づくり条例」制定

(愛称: さくらんぼ未来の地球を守る条例)

⇒ 県を挙げて2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進

○山形県エネルギー戦略(平成24年3月策定: 令和6年9月改定)

- ・山形県エネルギー戦略の再エネ開発目標 153.0 万kW〔令和12年度(2030年度)〕
- ・令和5年度末までの再エネ開発量(累計) 72.0 万kW(稼働分+計画決定分)
- ・再エネの大規模事業の県内展開促進として、洋上風力発電の導入を位置付けて取り組みを推進

2. 山形県における区域の状況

○遊佐町沖の概要

- ・遊佐町沿岸、共同漁業権漁場(海共2号)内
- ・漁港の区域及び海岸保全区域を除く範囲
- ・面積:約 4,100ha ※離岸距離は海岸線から1海里 (1,852m)
- ・最大受電電力:45.0 万 kW
- ・洋上風力の設置、維持管理に利用される港湾(基地港湾)

○(参考) 酒田市沖の概要

- ・酒田市沿岸、共同漁業権漁場(海共2号)内
- ・酒田港の港湾区域を除く範囲
- ・面積:約 8,800ha ○最大受電電力:50.4 万 kW

3. 遊佐町沖における議論の進め方

○山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議(全体会議) 平成30年7月～県設置

- ・洋上風力事業のあり方に係る地域の合意形成に向けた課題抽出や対応策等の議論
- ・関係者間の理解促進に資する調査研究【構成員37名】
漁業関係者、有識者、経済団体、金融機関、アドバイザー、行政機関(国、県、遊佐町、酒田市、鶴岡市)

○遊佐沿岸域検討部会(遊佐部会) 平成30年8月～県設置

- ・洋上風力発電を導入する場合の影響や課題について具体的な議論【構成員27名】
地域住民(まちづくり協議会会長)、漁業関係者、有識者、経済団体、アドバイザー、行政機関(国、県、遊佐町)

○それぞれの会議で議論の積み重ね ⇒ 全体会議・遊佐部会に意見反映

- ・漁業者 漁業協調策・振興策研究会(令和元年度) 漁業協調策検討会議(令和2年度)
- ・住民 住民説明会(平成30年度～) 区長会説明会(令和2年度～)
- ・法定協議会へ意見反映

4. 遊佐町沖における地域の将来像(概要)

○洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の未来像

- ・海面漁業の持続可能な生産基盤と水産業の成長産業化、川の恵が次世代にも持続し地域とともに成長・発展する内水面漁業・生産活動を実現
- ・若者が自発的に地元へ定着し、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現

○漁業協調策

- ・業環境の変化に対応した「付加価値の高い稼げる漁業」の実現→グリーン＆スマートなデータ駆動型漁業
- ・良好な内水面環境等を生かした「つくり育てる漁業」の持続と発展→つくり育てて地域が賑わう産業

○地域振興策

- ・地域における新産業の育成、関連する雇用確保
- ・電力の地産地消
- ・地元での環境教育・人材育成
- ・観光振興
- ・港湾・漁村地域の活性化
- ・安全・安心な暮らしの実現、自然・海洋環境への保全

出典：山形県遊佐町沖における協議会第4回資料8(協調策・振興策の参考イメージ)

※上記資料は参考イメージであり、事業者の提案がこの通りの内容になることを意味するものではない。実際に実施する内容は、選定事業者の提案を基に別途協議による。

5. これまでの遊佐部会等で出された意見

○環境・景観に関すること 騒音や低周波音に対する考え方

- ・風車騒音と健康影響

これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

- ・低周波音の健康被害

風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。

※人間に聞こえる低周波音(20ヘルツ～100ヘルツ)は「騒音」として調査、評価する。

超低周波音(20ヘルツ以下)については、知覚閾値を下回る(人間に聞こえない)。

- ・風力発電施設から発生する騒音に関する指針(平成29年5月環境省)

風力発電設備から発生する騒音等の影響を適切に評価するために定めたもの。

⇒風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、

残留騒音(一過性の特定できる騒音を除いた騒音)に5dB(デシベル)を加えた値とする。

風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される。

※特に静穏を要する場合等においては下限値35dB、それ以外の地域は40dB。

(風車騒音に関する指針値)

○安全面に関すること 台風や津波、地震に対する考え方

- ・安全に関する技術基準

電気事業法等に基づき、我が国の厳しい自然条件を踏まえた上で、全国一律ではなく、設置場所

予想される風荷重、波浪荷重、地震荷重等に対して安全であることが求められる。

発電設備を設置する地域において、500年に一度発生する最大規模の地震や50年に一度発生する最大規模の台風であっても、発電設備が構造上安全であることを求めている。

・活断層について

区域の指定にあたり、海底地盤調査等を実施しているが、調査した限りでは促進区域において活断層は確認されていない。

・製造国と安全基準

日本国内で風車を設置するためには、その製造国にかかわらず、日本の安全基準に適合する必要がある。

※基準については、諸外国に比して厳しいとの指摘もあるが、日本の厳しい自然条件を踏まえ、中長期にわたって風車が安全に運転できるよう安全性を確保

・促進区域の指定から撤去まで

経産大臣・国交大臣による促進区域の指定。



経産大臣・国交大臣による事業者公募の実施。



経産大臣による再エネ特措法認定、国交大臣による区域占用許可。



環境アセスメント、建設作業。



運転開始(最大30年間)

公募占用指針・・・少なくとも年1回以上の国への定期報告が必要。

緊急対応に係る事項

自然環境データ観測結果に係る事項など

事業者も参加した法定協議会(定期開催)



撤去(2年程度)

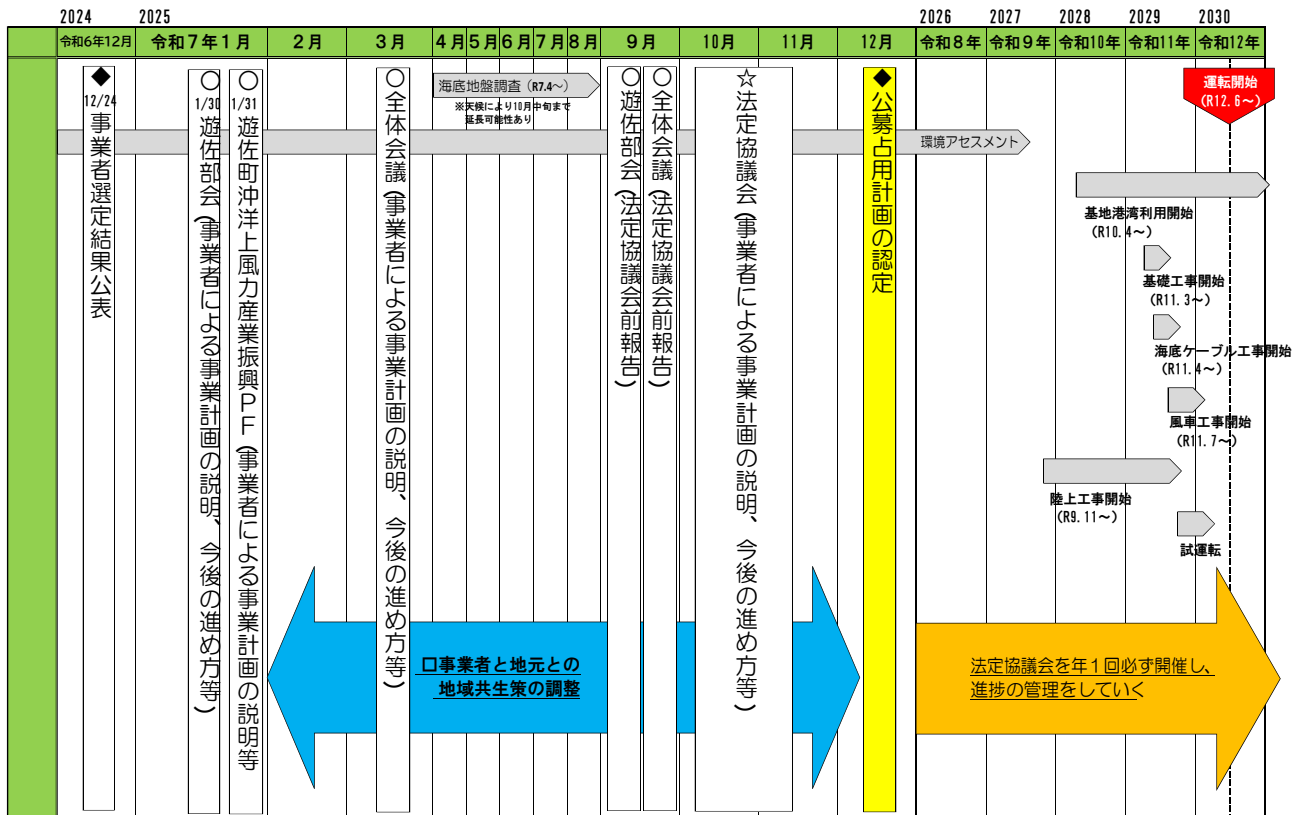
原則原状復帰。ただし、海洋環境に著しい障害を及ぼす恐れがない場合に限り、一部を残置することもある(漁礁効果がある場合など)。経営破綻した場合に備え、撤去費用確保方法を示す。

【遊佐町沖】今後のスケジュール(予定)

【凡例】
 ☆：法定協議会（国、県、町、関係者）
 ◆：政府の手続き ●：県の取組み
 ○：地域の取組み（県・町・関係者）

令和 7 年 1 月 2 3 日
 山形県 環境エネルギー部

【遊佐町沖】今後のスケジュール（予定）



以上が榎課長の説明内容になります。

～佐藤次長による説明(要約)～

次に町の産業課エネルギー政策推進室佐藤次長より、「地域共生策の実施に係る基金の造成について」の説明がありました。大まかな内容として下記の通りになります。

- ・基金の設置には関係者共通理解の上で慎重に進めるということ
- ・基金は町に設置するのが望ましいこと
- ・基金を運営するにあたり検討する機関として協議会が必要だろうということ

《以上の説明を踏まえて委員から以下のような質問、要望が出されました。》

* 今後のスケジュールについて

質問 今後のスケジュールで7年9月に遊佐部会、10月に法定協議会の予定のようだが、確認の意味でもう少し詳しく説明を。

回答 次の法定協議会を大体10月か11月頃に予定している訳として、事業者からの地域振興、漁業振興策の内容について、これから細部の詰めを行うが膨大な作業になること、各関係機関との調整にかなりの時間がかかるだろう、ということなど。

* 出損金について

質問 出損金をもらう期間はいつ頃からいつ頃までを予定しているか。

回答 出損金は、発電出力45万kwに単価250円に最大占用期間30年を乗じた額33億7500万円が基金拠出という事で計画に示されている(期間についての発言はなし)。

回答 極端に言えばすぐ「30億円ください」「わかりました」ということもあり得るということ。ただ、内容がまだわかっていないので、基金、出損金についてはこれからということでご理解いただきたい。

* 基金の管理について

質問 基金の管理に町はタッチせず、一般財団法人で行った方がいいのでは。

回答 管理を自治体以外が行うことを否定しているわけではない。色々なやり方があるので、機動的かつ適正な管理手法について検討を深めていく。

回答 法人で管理をするには町から職員の出向が必要になる。町にはそのような余裕はないので難しい。

* 地域共生策について

質問 選定された事業者の遊佐ならではの地域共生策は。

回答 話せる範囲での回答になることをご容赦いただきたい。地域共生策についての資料を持ち出せないため回答できない。ただ、事業者は法定協議会で取りまとめた内容に沿って提案してきている。例えばクロマツ保全という地域課題に対して新しい技術を用いた対応、人材育成などに長期的に取り組む提案があった。その他にもそういったことが各所に見られたことを評価した。

*** 事業の責任について**

質問 この事業の責任は事業者だけが責任を負うことになるのか。行政側の責任はどうか。

回答 法的に言えば事業者が責任を負うことになる。一方で事業者だけにその責めを負わせるのかといえそうではなく、関わるものすべてに関係してくると思う。進捗管理という意味で国も県も町も応分の執行責任を負うものと考ええる。

*** 事業に対する要望**

要望 洋上風力発電事業を通して、雇用の場を提供できるように。

回答 これは遊佐町だけでなく、県全体の課題でもある。事業者としっかりと雇用の実現へ向けて頑張っていきたい。

今後の本特別委員会について

事業者が決定してこれからいよいよ本格的に事業が動き始めます。今後は、いわゆる振興策や出損金が地域にもたらすもの、それらによりこれからの遊佐町がどうなっていくのか、どうあるべきかを議論していかなければならない、また事業が健康や環境に与える影響なども調査していかなければならないと考えます。